

広島県告示第四百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、竹原市仁賀町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、竹原市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年二月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

上	欄	字	地	下	欄
			番		
		風呂之本	三三二三の一部、三三三四の一部、三三二二五の一部	棚ヶ迫	
		幅迫	二九四六の一の一部、二九五〇の一の一部、二九五一の一の一部、及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部	朽谷	
			二九一六の一の一部、二九一九の一の一部	山根	